

## 糸満市保育士合同就職説明会業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、「糸満市保育士合同就職説明会業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

### 2. 事業概要

#### (1) 業務名

糸満市保育士合同就職説明会業務

#### (2) 委託上限金額

3, 112, 000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

#### (4) 業務内容

別紙「糸満市保育士合同就職説明会業務委託仕様書」のとおり

#### (5) 履行場所

糸満市

### 3. 参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 沖縄県内に本社又は支社、営業所等を有する法人であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請していない者であること等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び糸満市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 就職説明会又はそれと同様の業務委託を受注した実績があること。
- (7) 本業務を円滑に遂行するために必要な業務経験を有する者を従事させることができる者であること。
- (8) 糸満市保育士合同就職説明会業務委託仕様書に定める内容を遂行で

- きること。  
 (9) 国税及び市税に滞納がないこと。

#### 4. スケジュール

プロポーザルの日程は、以下のとおりとする。

項目	期日等
公募内容の公表（ホームページ）	令和3年7月5日（月）
質問の提出期限	令和3年7月12日（月）
質問の回答期限	令和3年7月16日（金）
参加申込書及び企画提案書の提出期限	令和3年7月21日（水）必着
プレゼンテーションの審査	令和3年7月29日（木）
審査結果の通知	令和3年8月4日（水）
契約の締結	審査後速やかに

#### 5. 配布資料

- (1) 糸満市保育士合同就職説明会業務委託公募型プロポーザル実施要領
- (2) 糸満市保育士合同就職説明会業務委託仕様書
- (3) 各種様式（様式第1号～様式第7号）

#### 6. 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、すべてメールで提出すること。  
 本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出期限 令和3年7月12日（月）
- (2) 提出方法 保育こども園課宛電子メールにより提出する事。（質問様式はありません。ベタ打ちでも可）  
 E-MAIL : hoikukodomoen@city.itoman.lg.jp
- (3) 質問に対する回答 令和3年7月16日（金）までにメールにて質問者に回答します。

#### 7. 応募方法

- (1) 参加申込書及び企画提案書の提出について
  - ①提出期限 令和3年7月21日（水） 必着
  - ②提出書類 次に掲げる書類

	提出書類	様式等	提出部数
1	参加申込書	様式第1号	1部原本、6部コピー
2	会社概要	様式第2号	7部
3	受託業務実績	様式第3号	7部
4	企画提案書	様式第4号	7部
5	見積書	様式第5号	7部
6	業務実施体制	様式第6号	7部
7	誓約書	様式第7号	1部
8	登記事項証明	3か月以内に発行されたものの写し	1部原本、6部コピー
9	納税証明書	国税及び地方税の未納がない証明書	1部原本、6部コピー

※上記をA4フラットファイルにまとめ7部提出すること。

## 8 審査方法

### (1) 企画提案書およびプレゼンテーションによる審査

提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを実施し、審査委員による質疑を行い「9 評価基準及び配点」に基づき審査する。優先交渉権者は、各審査委員の採点を合計し平均点を算出、平均点の一番高い事業者とする。ただし、平均点が60点未満の事業者は優先交渉権者とししない。

### (2) プレゼンテーションに関する事

#### ① 日時：令和3年7月29日（木）

※午前中に行うが詳細な時間帯は、別途メールにて連絡する。

#### ② 会場：糸満市役所3階3-C会議室

#### ③ プレゼンテーション実施方法

- ・プレゼンテーションの方法、形態は任意とする
- ・1事業者あたり、説明20分以内、質疑15分程度とする。
- ・1事業者につき、最大3名までの入室を認める。また、受託後に業務責任者となる者は、原則としてプレゼンテーションに同席することとする。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、追加資料の配布等は認めない。

#### ④ プレゼンテーション留意事項

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・会場への入室は、選定委員会が入室を許可した者、事業者以外は認められない。

・事業者は、定められた時間以外に会場への入室は禁止する。

(3) 企画提案書は公開しない。

## 9 評価基準及び配点

評価項目	内容（着眼点・視点）	配点
類似事業の 受託実績	○類似事業の受託実績があるか。	25点
提案内容	○多くの参加者が見込めるような周知方法か。 ○参加者が多くの施設ブースを回れるような工夫があるか。	30点
事業の実施 体制	○説明会が円滑に開催できる体制が確保されているか	25点
スケジュール	○事業の工程が合理的で実効性のあるものか。	10点
費用	○事業費用額が適正か。 ※委託上限金額を超えた場合は0点とする。	10点

### 10 審査結果の通知（通知日については予定）

審査の結果は、優先交渉権者を決定した後、令和3年8月4日（水）に審査を受けた事業者に対して文書を発送し通知する。

### 11 契約

優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。